

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第90条第5項
処 分 の 概 要	運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）	大阪府公安委員会（免許の効力の停止については、大阪府警察本部長）
法令等の定め	<p>道路交通法 第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで</p> <p>道路交通法施行令 第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準）、 第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</p>
処 分 基 準	<p>運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</p> <p>効力の停止の基準は、別紙のとおり。</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>交通部運転免許課行政処分係（電話06-6908-9121 内線324）</p> <p>交通部運転免許課意見聴取係（電話06-6908-9121 内線331）</p>
備 考	